

インターネットを使った選挙運動が出来るようになりました!





- ①有権者は、ウェブサイト等(ホームページ[HP]、ブログ、ツイッターやフェイスブック等のSNS、動画共有サービス、動画中継サイト等)を利用した選挙運動ができますが、電子メール(SMTP方式及び電話番号方式)を利用した選挙運動は引き続き禁止されています。
- ②候補者及びその確認団体は、ウェブサイト等及び電子メールを利用した選挙運動ができます。

これらの禁止行為は処罰の対象となります!

選挙運動の方法等に関する規制(例)

<p>有権者は電子メールを使って選挙運動をしてはいけません!</p> 	<p>未成年の選挙運動は禁止されています!</p> 	<p>選挙運動用のHPや電子メール等を印刷して頒布してはいけません!</p> 	<p>選挙運動期間外に選挙運動をしてはいけません!</p> 
--	---	---	---

誹謗中傷・なりすまし等に関する規制(例)

<p>候補者に関し虚偽の事項を公開してはいけません!</p> 	<p>氏名等を偽って通信してはいけません!</p> 	<p>悪質な誹謗中傷行為をしてはいけません!</p> 	<p>候補者等のウェブサイトを変更してはいけません!</p> 
--	---	---	--

候補者に対して、悪質な誹謗中傷をする等、表現の自由を濫用して選挙の公正を害することのないよう、インターネットの適正な利用に努めてください。(公職選挙法第142条の7)

詳しく知りたい方はこちら▶

ネット選挙運動 総務省

検索

投票の注意

投票できる人

満20歳以上で、選挙人名簿に登録されていることが要件です。なお、市町村間で住所を移転してから、3カ月に達しない方は、移転前の市町村の選挙人名簿に登録されていることを確認し、移転前の市町村で投票することになります。(県外へ転出した方は、転出と同時に県知事選挙及び県議会議員補欠選挙の選挙権を失うので投票できません。)

県内で住所を移した方は、居住証明書等が必要

※県内の他の市町村に住所を移した方で、移転前の市町村で投票する場合は、引き続き県内に住所があることを証明するため、居住証明書か住民票の写しが必要です。(いずれの市町村でも取得できます。)
※居住証明書等は、投票日に持参してください。また、不在者投票の申請の際にも提出することが必要です。

投票所入場券

投票日には、投票所入場券を必ずご持参ください。万一、入場券を紛失した場合でも、投票所の係員に運転免許証等により本人であることを確認してもらえば、投票することができます。

代理投票

心身の故障などで候補者の氏名を書くことができない方は、係員に申し出て代理投票をすることができます。

不在者投票

名簿登録地以外の市町村に滞在、または在住している方は、名簿登録地以外(滞在地の選挙管理委員会、指定病院・施設等)で投票することができます。この場合、名簿登録地の市町村に対し、投票用紙等の請求の手続きが必要となりますので、お早めに手続きしてください。

郵便等投票

身体障害者手帳か戦傷病者手帳をお持ちの方で、法令で定める重度の障害のある方、または介護保険の被保険者で、要介護5の認定を受けている方は、郵便等により自宅で不在者投票ができます。なお、この投票をするには、郵便等投票証明書が必要です。また、投票用紙等の請求期限は、投票日の4日前までです。お早めに手続きをしてください。

期日前投票制度 「宣誓書」を提出するだけで、投票ができます。

選挙当日、仕事やレジャー、冠婚葬祭等の用務で、投票所に行けない方は、前もって投票することができます。(投票所入場券をご持参ください。)

期間 告示日の翌日(10月31日)から
投票日の前日(11月15日)まで

時間 あさ8:30から
よる20:00まで

場所 各市町村の
期日前投票所

※沖縄県議会議員補欠選挙の期日前投票期間は11月8日～11月15日です。※一部の期日前投票所では、投票時間に変更がありますのでご注意ください。

選挙運動のためのポスター・のぼりなどを道路や電柱等に貼り付けたりするのは違法です!ルールを守ってきれいな選挙!

候補者が選挙運動のために使用することができるポスターは公職選挙法143条第1項第4号の2及び第5号のポスターに限られます。

お問い合わせ:沖縄県選挙管理委員会または市町村選挙管理委員会